



山形県公報

令和4年3月1日(火)
第284号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 救急病院等の告示…………… (医療政策課) ……159
- 平成12年3月県告示第303号 (実技試験に係る技能検定試験手数料の額) の一部改正…………… (雇用・コロナ失業対策課) ……160
- 森林病虫害等のまん延を防止するための命令の予定…………… (森林ノミクス推進課) …… 同
- 道路の区域の変更…………… (村山総合支庁西村山建設総務課) …… 同
- 県道の供用の開始…………… ( 同 ) ……161
- 公共測量の実施の変更の通知…………… (県土利用政策課) …… 同
- 同…………… ( 同 ) …… 同
- 公共測量の終了の通知…………… ( 同 ) …… 同
- 同…………… ( 同 ) …… 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号 (不在者投票のできる病院等の指定) の一部改正……………162

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程…………… 同

### 公 告

- 令和4年度自衛官候補生等の募集…………… (市町村課) ……163
- 令和4年度前期技能検定の実施…………… (雇用・コロナ失業対策課) ……164
- 令和4年度随時実施技能検定の実施…………… ( 同 ) ……168
- 河川整備計画の変更の書類の縦覧…………… (河川課) ……169
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施…………… (建築住宅課) ……170

## 告 示

### 山形県告示第133号

次の病院は、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院である。

令和4年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称         | 所 在 地            | 認 定 期 間                   |
|-------------|------------------|---------------------------|
| 西 川 町 立 病 院 | 西村山郡西川町大字海味581番地 | 令和4年4月1日から<br>令和7年3月31日まで |

**山形県告示第134号**

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項の表手数料の額の欄中「35歳未満の」を「25歳未満の在職中の」に改め、同表の備考第2項中「「35歳未満の」を「「25歳未満の在職中の」に、「35歳未満の者（」を「25歳未満の者であって、当該技能検定を受検する申請をした日において雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であるもの（」に改める。

**山形県告示第135号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等のまん延を防止するための命令をする予定である。

令和4年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 区域及び期間

- (1) 区 域 山形県下一円
- (2) 期 間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

- (1) 松くい虫
- (2) 樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類

3 行うべき措置の内容

2の森林病虫害等（以下「松くい虫等」という。）が付着している伐採木等（松くい虫等の駆除を行ったものを除く。）の移動（森林病虫害等防除法第2条第6項に規定する特別伐倒駆除を行うための移動を除く。）を禁止すること。

4 命令をしようとする理由

1の区域の森林において松くい虫等の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫等が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の森林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

1の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

**山形県告示第136号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年3月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和4年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 中山三郷寒河江線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長        |
|-----------------------------------------|------|----------------------|------------|
| 西村山郡朝日町大字和合元大隅字前原560番1 から<br>同 564番1 まで | 旧    | 4.3 メートル<br>）<br>3.2 | 59<br>メートル |
| 同 上                                     | 新    | 9.2 メートル<br>）<br>3.5 | 同 上        |

**山形県告示第137号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年3月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和4年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 中山三郷寒河江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字和合元大隅字前原560番1から  
同 564番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月1日

**山形県告示第138号**

令和3年9月県告示第707号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和4年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公共測量を実施する期間

（変更前） 令和3年8月18日から同年10月29日まで

（変更後） 令和3年8月18日から同年12月24日まで

**山形県告示第139号**

令和3年10月県告示第784号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和4年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公共測量を実施する期間

（変更前） 令和3年3月4日から同年12月22日まで

（変更後） 令和3年3月4日から令和4年1月31日まで

**山形県告示第140号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
最上郡戸沢村古口地内から東田川郡庄内町狩川地内まで
- 2 公共測量を実施した期間  
令和3年8月18日から同年12月24日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量、水準測量、地形測量、路線測量）

**山形県告示第141号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
鶴岡市大宝寺地内及び同市黒川地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和3年3月4日から令和4年1月31日まで

- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量、水準測量、地形測量、三次元点群測量、路線測量）

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

**山形県選挙管理委員会告示第13号**

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年3月1日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

- 2 老人ホームの項の表中
- |                      |   |
|----------------------|---|
| " 茅原草見鶴73番地（茅原北3街区1） | を |
|----------------------|---|
- に、
- |             |   |
|-------------|---|
| " 北茅原町17番1号 | を |
|-------------|---|
- |               |               |   |
|---------------|---------------|---|
| 特別養護老人ホームおおとみ | " 大字羽入2072番地1 | を |
|---------------|---------------|---|
- |                     |                |       |
|---------------------|----------------|-------|
| 特別養護老人ホームおおとみ       | " 大字羽入2072番地1  | に改める。 |
| 特定施設入居者生活介護事業所ソーレ東根 | " 温泉町二丁目5番3-5号 |       |

### 病院事業局関係

#### 規 程

**山形県病院事業管理規程第2号**

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月1日

山形県病院事業管理者 大澤賢史

**山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程**

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の6項を加える。

（特殊勤務手当の種類の特例）

- 16 当分の間、第11条の規定の適用については、同項中「及び回転翼航空機搭乗手当」とあるのは、「、回転翼航空機搭乗手当及び看護業務手当」とする。  
（看護業務手当）
- 17 看護業務手当は、病院（こころの医療センターを除く。）に勤務する助産師、看護師、准看護師又はこれらに準ずる職員で保健師助産師看護師法第21条及び第22条に規定する資格を有する者のうち専ら看護等の業務に従事するものに対して支給する。
- 18 前項の手当の額は、勤務1月につき4,000円とする。
- 19 再任用短時間勤務職員に係る看護業務手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該規定に掲げる額に就業規程第9条第3項の規定に定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 20 育児短時間勤務職員に係る看護業務手当の額は、附則第18項の規定にかかわらず、当該規定に掲げる額に就業規程第9条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を

乗じて得た額とする。

21 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員等について準用する。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の規定は、令和4年2月1日から適用する。

**公 告**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

令和4年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集期間等

| 募集種目   | 募集期間                      | 試験期日  |                   | 試験の概要                | 試験場の位置                                 | 試験場の名称                                                                              | 採用時期           |
|--------|---------------------------|-------|-------------------|----------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 一般曹候補生 | 令和4年3月1日（火）から同年5月10日（火）まで | 第1次試験 | 令和4年5月21日（土）      | 筆記試験                 | 山形市鶴岡市                                 | 山形大学小白川キャンパス鶴岡合同庁舎                                                                  | 令和5年3月下旬又は4月上旬 |
|        |                           | 第2次試験 | 第1次試験合格者<br>にのみ通知 | 口述試験<br>身体検査         | 第1次試験合格者<br>にのみ通知                      | 同左                                                                                  |                |
|        | 令和4年7月1日（金）から同年9月5日（月）まで  | 第1次試験 | 令和4年9月17日（土）      | 筆記試験                 | 山形市<br>米沢市<br>鶴岡市<br>酒田市<br>新庄市<br>村山市 | 食糧会館<br>米沢市西部コミュニティセンター<br>鶴岡合同庁舎<br>若浜学区コミュニティ防災センター<br>新庄合同庁舎<br>村山市総合文化複合施設甌葉プラザ |                |
|        |                           | 第2次試験 | 第1次試験合格者<br>にのみ通知 | 口述試験<br>身体検査         | 第1次試験合格者<br>にのみ通知                      | 同左                                                                                  |                |
| 航空学生   | 令和4年7月1日（金）から同年9月8日（木）まで  | 第1次試験 | 令和4年9月19日（月）      | 筆記試験                 | 山形市鶴岡市                                 | 山形大学小白川キャンパス鶴岡合同庁舎                                                                  |                |
|        |                           | 第2次試験 | 第1次試験合格者<br>にのみ通知 | 適性検査<br>口述試験<br>身体検査 | 第1次試験合格者<br>にのみ通知                      | 同左                                                                                  |                |

|        |                           |                                     |              |                                        |                                                                                        |
|--------|---------------------------|-------------------------------------|--------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 自衛官候補生 | 令和4年3月1日（火）から同年5月10日（火）まで | 令和4年5月21日（土）                        | 筆記試験         | 山形市<br>鶴岡市                             | 山形大学小白川キャンパス<br>鶴岡合同庁舎                                                                 |
|        |                           | 令和4年5月28日（土）又は同月29日（日）のうち指定する1日     | 口述試験<br>身体検査 | 東根市                                    | 陸上自衛隊神町駐屯地                                                                             |
|        | 令和4年7月1日（金）から同年9月5日（月）まで  | 令和4年9月17日（土）                        | 筆記試験         | 山形市<br>米沢市<br>鶴岡市<br>酒田市<br>新庄市<br>村山市 | 食糧会館<br>米沢市西部コミュニティセンター<br>鶴岡合同庁舎<br>若浜学区コミュニティ防災センター<br>新庄合同庁舎<br>村山市総合文化複合施設<br>葉プラザ |
|        |                           | 令和4年9月28日（水）から同年10月2日（日）までのうち指定する1日 | 口述試験<br>身体検査 | 東根市                                    | 陸上自衛隊神町駐屯地                                                                             |

2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地为管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話番号023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県みらい企画創造部市町村課（電話番号023(630)2075）に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第2条の規定により、同法第44条第1項の規定による令和4年度前期実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

令和4年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 技能検定の実施職種

(1) 1級及び2級

| 検 定 職 種   | 検 定 作 業                     |
|-----------|-----------------------------|
| 園 芸 装 飾   | 室 内 園 芸 装 飾 作 業             |
| 造 園       | 造 園 工 事 作 業                 |
| 鑄 造       | 鑄 鉄 鑄 物 鑄 造 作 業             |
| 金 属 熱 処 理 | 一 般 熱 処 理 作 業               |
|           | 浸 炭 ・ 浸 炭 窒 化 ・ 窒 化 処 理 作 業 |
|           | 高 周 波 ・ 炎 熱 処 理 作 業         |

|               |                               |
|---------------|-------------------------------|
| 機 械 加 工       | 普 通 旋 盤 作 業                   |
|               | 数 値 制 御 旋 盤 作 業               |
|               | フ ラ イ ス 盤 作 業                 |
|               | 数 値 制 御 フ ラ イ ス 盤 作 業         |
|               | 平 面 研 削 盤 作 業                 |
|               | 円 筒 研 削 盤 作 業                 |
|               | ホ ブ 盤 作 業                     |
|               | マ シ ニ ン グ セ ン タ 作 業           |
| 放 電 加 工       | 数 値 制 御 形 彫 り 放 電 加 工 作 業     |
|               | ワ イ ヤ 放 電 加 工 作 業             |
| 金 属 プ レ ス 加 工 | 金 属 プ レ ス 作 業                 |
| 鉄 工           | 構 造 物 鉄 工 作 業                 |
| 建 築 板 金       | 内 外 装 板 金 作 業                 |
|               | ダ ク ト 板 金 作 業                 |
| め っ き         | 電 気 め っ き 作 業                 |
| 仕 上 げ         | 治 工 具 仕 上 げ 作 業               |
|               | 金 型 仕 上 げ 作 業                 |
|               | 機 械 組 立 仕 上 げ 作 業             |
| ダ イ カ ス ト     | コ ー ル ド チ ャ ン バ ダ イ カ ス ト 作 業 |
| 電 子 機 器 組 立 て | 電 子 機 器 組 立 て 作 業             |
| 電 気 機 器 組 立 て | 配 電 盤 ・ 制 御 盤 組 立 て 作 業       |
| 産 業 車 両 整 備   | 産 業 車 両 整 備 作 業               |
| 建 設 機 械 整 備   | 建 設 機 械 整 備 作 業               |
| 婦 人 子 供 服 製 造 | 婦 人 子 供 注 文 服 製 作 作 業         |

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 家具製作     | 家具手加工作業         |
| 建具製作     | 木製建具機械加工作業      |
| 印刷       | オフセット印刷作業       |
| プラスチック成形 | 射出成形作業          |
|          | 真空成形作業          |
| 石材施工     | 石積み作業           |
| とび       | とび作業            |
| 左官       | 左官作業            |
| タイル張り    | タイル張り作業         |
| 畳製作      | 畳製作作業           |
| 防水施工     | ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 |
|          | アクリルゴム系塗膜防水工事作業 |
|          | シーリング防水工事作業     |
| 内装仕上げ施工  | プラスチック系床仕上げ工事作業 |
|          | 鋼製下地工事作業        |
|          | ボード仕上げ工事作業      |
|          | 化粧フィルム工事作業      |
| サッシ施工    | ビル用サッシ施工作業      |
| 表装       | 壁装作業            |
| 塗装       | 建築塗装作業          |
|          | 金属塗装作業          |
| フラワー装飾   | フラワー装飾作業        |



(2) 3級

| 検 定 職 種       | 検 定 作 業                     |
|---------------|-----------------------------|
| 園 芸 装 飾       | 室 内 園 芸 装 飾 作 業             |
| 造 園           | 造 園 工 事 作 業                 |
| 金 属 熱 処 理     | 一 般 熱 処 理 作 業               |
|               | 浸 炭 ・ 浸 炭 窒 化 ・ 窒 化 処 理 作 業 |
|               | 高 周 波 ・ 炎 熱 処 理 作 業         |
| 機 械 加 工       | 普 通 旋 盤 作 業                 |
|               | 数 値 制 御 旋 盤 作 業             |
|               | フ ラ イ ス 盤 作 業               |
|               | 平 面 研 削 盤 作 業               |
|               | マ シ ニ ン グ セ ン タ 作 業         |
| 仕 上 げ         | 機 械 組 立 仕 上 げ 作 業           |
| 機 械 検 査       | 機 械 検 査 作 業                 |
| 電 子 機 器 組 立 て | 電 子 機 器 組 立 て 作 業           |
| 建 築 大 工       | 大 工 工 事 作 業                 |
| 化 学 分 析       | 化 学 分 析 作 業                 |
| 商 品 装 飾 展 示   | 商 品 装 飾 展 示 作 業             |
| フ ラ ワ ー 装 飾   | フ ラ ワ ー 装 飾 作 業             |

(3) 単一等級

| 検 定 職 種     | 検 定 作 業                           |
|-------------|-----------------------------------|
| 路 面 標 示 施 工 | 溶 融 ペ イ ン ト ハ ン ド マ ー カ ー 工 事 作 業 |
|             | 加 熱 ペ イ ン ト マ シ ン マ ー カ ー 工 事 作 業 |
| 産 業 洗 浄     | 高 圧 洗 浄 作 業                       |

2 技能検定試験手数料

(1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

(2) 学科試験手数料 3,100円

3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日                                                                                                        | 場 所                |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 令和4年6月7日（火）から同年9月11日（日）までの間において山形県職業能力開発協会が指定する日                                                           | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学 科 試 験 | 令和4年7月10日（日）<br>3級<br>園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、化学分析、商品装飾展示、フラワー装飾                                |                    |
|         | 令和4年8月21日（日）<br>1級及び2級<br>造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装<br>3級<br>金属熱処理<br>単一等級<br>産業洗浄 |                    |
|         | 令和4年8月28日（日）<br>1級及び2級<br>機械加工、鉄工、めっき、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工             |                    |
|         | 令和4年9月4日（日）<br>1級及び2級<br>園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、表装、フラワー装飾<br>単一等級<br>路面標示施工              |                    |

4 受検手続

技能検定受検申請書を令和4年4月4日（月）から同月15日（金）までの間に山形市松栄二丁目2番1号山形県職業能力開発協会に提出すること。

5 その他

詳細については、産業労働部雇用・コロナ失業対策課（電話番号023(630)2378）又は山形県職業能力開発協会（電話番号023(644)8562）に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第2条の規定により、同法第44条第1項の規定による令和4年度随時実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

令和4年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 技能検定の実施職種

(1) 2級

さく井（ロータリー式さく井工事業に限る。）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業に限る。）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業及びフライス盤作業に限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金（内外装板金作業に限る。）、工場板金、めっき（電気めっき作業に限る。）、仕上げ（金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業に限る。）、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業及び回転電機巻線製作作業に限る。）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業に限る。）、冷凍空気調和機器施工、婦人子供

服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、家具製作、建具製作、プラスチック成形（射出成形作業に限る。）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、建築大工、とび、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。）、工業包装

(2) 3級

さく井（ロータリー式さく井工事作業に限る。）、鋳造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金（内外装板金作業に限る。）、工場板金、めっき（電気めっき作業に限る。）、仕上げ（金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業に限る。）、機械検査、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業に限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業及び回転電機巻線製作作業に限る。）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業に限る。）、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、家具製作、建具製作、プラスチック成形（射出成形作業に限る。）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、建築大工、とび、左官、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業に限る。）、熱絶縁施工、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。）、工業包装

(3) 基礎級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 技能検定試験手数料

(1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

(2) 学科試験手数料 3,100円

3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日               | 場 所                |
|---------|-------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 山形県職業能力開発協会が指定する日 | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学 科 試 験 | 同 上               | 同 上                |

4 受検手続

(1) 技能検定受検申請書の提出先

山形市松栄二丁目2番1号 山形県職業能力開発協会

(2) 技能検定受検申請書の受付期間

山形県職業能力開発協会において随時受け付ける。

5 その他

詳細については、産業労働部雇用・コロナ失業対策課（電話番号023(630)2378）又は山形県職業能力開発協会（電話番号023(644)8562）に問い合わせること。

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により定めた河川整備計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 変更した河川整備計画の名称

一級河川最上川水系置賜圏域河川整備計画（知事管理区間）及び一級河川最上川水系村山圏域河川整備計画（知事管理区間）

2 縦覧の場所

- (1) 一級河川最上川水系置賜圏域河川整備計画（知事管理区間）  
 県土整備部河川課並びに置賜総合支庁建設部河川砂防課及び西置賜河川砂防課
- (2) 一級河川最上川水系村山圏域河川整備計画（知事管理区間）  
 県土整備部河川課並びに村山総合支庁建設部河川砂防課、西村山河川砂防課及び北村山河川砂防課

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定により、同法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験を公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）が次のとおり実施する。

令和4年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

| 区 分           |               | 日 時                                 | 場 所                           |
|---------------|---------------|-------------------------------------|-------------------------------|
| 二 級 建 築 士 試 験 | 学 科 の 試 験     | 令和4年7月3日（日）<br>午前10時10分から午後5時20分まで  | 山形市緑町一丁目5番12号<br>山形県立山形工業高等学校 |
|               | 設 計 製 図 の 試 験 | 令和4年9月11日（日）<br>午前11時から午後4時まで       | 同 上                           |
| 木 造 建 築 士 試 験 | 学 科 の 試 験     | 令和4年7月24日（日）<br>午前10時10分から午後5時20分まで | 同 上                           |
|               | 設 計 製 図 の 試 験 | 令和4年10月9日（日）<br>午前11時から午後4時まで       | 同 上                           |

2 受験申込手続

(1) 受験申込受付期間

令和4年4月1日（金）午前10時から同月14日（木）午後4時まで

(2) 受験申込方法

センターのホームページ（<https://www.jaic.or.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。

なお、身体上の障がいがありインターネットの利用が困難である場合その他のインターネットを利用した受験の申込みを行うことができない正当な理由がある場合は、令和4年4月6日（水）までにセンターの本部（電話番号050(3033)3822）に申し出ること。

3 その他

詳細については、県土整備部建築住宅課（電話番号023(630)2636）又は一般社団法人山形県建築士会（電話番号023(643)4568）に問い合わせること。